

Q 休憩時間中の労働組合活動を禁止することに問題がありますか？

A

休憩時間は労働者が自由に利用することができます。

ただし、労働組合活動といってもさまざまで、企業の施設管理を妨げたり、事業場の規律保持のうえで問題となったりしない組合活動も多くあると思われますので、組合活動を一般的に禁止するというような定めは、不当労働行為に該当する可能性が高く、避けた方が賢明といえます。